

[事案 25-187] 転換契約無効請求

・平成 26 年 8 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の際、募集人の転換後契約の死亡保険金等の説明不十分を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

海外出張が多くなってきたため、飛行機事故の心配から、普通死亡時に 5,000 万円、飛行機事故による死亡時に 1 億円の保障が必要であると考え、昭和 60 年 7 月、定期保険特約付終身保険に転換した。しかし、保険料払込みを終了した 60 歳（平成 21 年）以降は、死亡保障が 500 万円になっており、転換時にそのような説明は聞いていないので、転換契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本転換時、申立人に錯誤はなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書に保障内容が明記されており、申立人は職業柄（証券会社の社員）、申込書の内容を確認の上署名押印されたと思料されること。
- (2) 募集人はパンフレットと設計書を示して保障内容を適切に説明したこと。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 95 条にもとづく錯誤による転換契約の無効を求めているものと判断する。

2. 錯誤無効について

以下の理由により、錯誤無効を求める主張は認められない。

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、契約の要素について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識にもとづいて契約を締結した場合である（民法 95 条）。
- (2) 本件において申立人は、申込書において、「契約時、海外出張が多くなってきたので、飛行機事故の心配から締結した」「60 歳以降は死亡保障が 500 万円になることが分かっていたら、転換しなかった」「60 歳以降死亡保障が 500 万円になることの説明は受けておらず、そのような保険設計を頼んだ覚えもない」と主張している。
- (3) 確かに 60 歳以降の保険金額の減少を認識していなければ錯誤となるが、錯誤による無効を認めるためには、申込当時、60 歳以降も 5,000 万円の保障が継続することの認識があったことが証明されなければならない。しかし、本転換契約は約 30 年前になされた契約であり、その当時の事情、申立人の意思を客観的証拠から判断することは困難である。
- (4) また、仮に申立人に申込時に錯誤があったとしても、申込時には設計書を交付して説明をすることが通常であるうえ、申立人のような職業に従事する者が、契約内容を確認

もせずに契約することは通常考えられないので、申込時には、設計書を用いて契約内容の説明を受けたと推認される。そして、設計書には、60歳になれば、保険金額が減少することが一見して分かるように記載されており、わずかな注意によって容易に知り得ることができたことからすれば、設計書等を読まなかったことは、申立人が錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと評価できる。よって、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。